

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年1月17日

関東地方整備局長 若林 伸幸

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和4年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。

建設副産物の適正処理・リサイクルを促進するためには、コンクリートやアスファルトや木材などの建設副産物について、工事における排出・利用状況を把握するとともに、品目毎の再生資材利用量やリサイクル率の情報を収集することが必要不可欠である。また、建設発生土の有効利用を促進するためには、直轄工事に限らず、他の公共機関が発注する工事の建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報を工事発注前に、幅広く情報交換出来ることが必要不可欠である。

このため、情報提供者においては、建設発生土及び建設副産物に関する情報を蓄積・データベース化し、迅速かつ効率的に提供できる技術的要件が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 R4 建設副産物情報提供業務
- (2) 業務内容 ①建設副産物に係わる情報提供
②建設発生土に係わる情報提供

(3) 履行期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 業務目的

本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和4年4月1日に認定がなされる者であること。）なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和3年3月31日）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社

更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

①以下ア)及びイ)の情報を保有、または提供を受けられること。

ア) 関東地方整備局が発注する工事の受注者が登録する建設副産物に係わる工事情報（以下「建設副産物情報」という）、公共工事発注機関等※1及び公共工事発注機関等が発注した工事の受注者が逐次登録した情報を確認出来る機能を有するものとし、登録データを集計出来る機能を有するものとする。また、建設副産物情報から建設リサイクル法及び建設副産物実態調査の提出書類が作成できる機能を有するものとする。

イ) 関東地方整備局が登録した建設発生土の搬出・搬入に係わる工事情報、土量情報（以下「土量情報等」という）及び公共工事発注機関等が逐次登録した土量情報等※2が確認出来る機能を有するものとする。情報提供に際しては、対象とする工事を中心に半径50kmの範囲内に存在する、土質・土量・時期等の条件が一致する相手工事を検索出来る機能を有するものとする。また、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに登録データを

提供できるものとする。

※1 農林水産省関東農政局、関東地方整備局管内の1都8県5政令市及びその地域内の市町村、(独)水資源機構、(独)中小企業基盤整備機構、(独)都市再生機構、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本下水道事業団、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)

※2 公共工事土量調査入力システムへ登録した土量情報等と同等の情報

② (一財)日本建設情報総合センターが有する建設副産物及び建設発生土に関するデータについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までを得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時まで書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までに書面による了解を得られる見込みがある。」ことが要件となる。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規程が社内規則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規程があること。

(5) 業務執行体制に関する要件

4月1日から情報提供が行える体制を確保すること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成23年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有していること。

- ・同種業務：Web方式で公共事業に関する情報提供を行った業務
- ・類似業務：Web方式で情報提供を行った業務(同種を除く)

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局総務部契約課購買第一係
電話：048-600-1327

② 技術関係(特記仕様書等の照会先)

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館18階

関東地方整備局企画部技術調査課安全施工・建設リサイクル担当

電話： 048-600-1332

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和4年1月17日から令和4年1月31日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和4年1月31日（月）16時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和4年2月24日（木）18時00分

(4) 本公示の応募要件は、上記4. (1) ②に掲げる令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請を行い受理されていることが条件となり、令和4年4月1日に一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の認定がなされていない場合には、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

(5) 詳細は説明書による。